

むつ市議会第256回定例会会議録 第6号

議事日程 第6号

令和5年6月30日（金曜日）午前10時開議

◎表彰状の伝達

◎諸般の報告

【委員長報告、質疑、討論、採決】

- 第1 議案第34号 むつ市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
- 第2 議案第35号 むつ市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 第3 議案第36号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第37号 むつ市介護保険条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第38号 むつ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第39号 むつ市営住宅条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第40号 むつ市職員の特殊勤務手当の特例に関する条例を廃止する条例
- 第8 議案第41号 むつ市育英基金の特例に関する条例及びむつ市学生等緊急支援金の給付又は貸与に関する条例を廃止する条例
- 第9 議案第42号 むつ市事業所における感染症対策の推進に関する条例を廃止する条例
- 第10 議案第43号 財産の取得について
(むつ市消防団むつ消防団第10分団配備の消防ポンプ自動車を、老朽化に伴い更新するためのもの)
- 第11 議案第44号 市道路線の変更について
- 第12 議案第65号 工事請負契約について
(（仮称）むつ市防災食育センター建設工事に係る工事請負契約を締結するためのもの)
- 第13 報告第13号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市税条例の一部を改正する条例)
- 第14 報告第14号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 第15 報告第15号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)
- 第16 報告第16号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)

【議員提出議案一括上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

- 第17 議員提出議案第3号 むつ市議会議員の請負の状況の公表に関する条例

第18 議員提出議案第4号 むつ市インボイス制度の実施中止を求める意見書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22人）

1番	佐藤	武	2番	工藤	祥子
3番	杉浦	弘樹	4番	東	健而
5番	野中	貴健	6番	佐賀	英生
7番	山田	伸	8番	井田	茂樹
9番	富岡	直哉	10番	村中	浩明
11番	鎌田	ちよ子	12番	住吉	年広
13番	藤田	鉄哉	14番	濱田	栄子
15番	佐藤	広政	16番	富岡	幸夫
17番	岡崎	健吾	18番	佐々木	隆徳
19番	白井	二郎	20番	浅利	竹二郎
21番	佐々木	肇	22番	大瀧	次男

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	山本	知也	副市長	川西	伸二
教育長	阿部	謙一	公営企業 管 理 者	村田	尚
代 表 員 監 査 委 員	齊藤	秀人	政 統 括 策 監	吉田	真
総務部長	吉田	和久	デジタ ル推 進 政 監	藤島	純
企 画 政 策 長 部	角本	力	財 務 部 長	松谷	勇
民 生 部 長	齊藤	洋一	福 祉 部 長	中村	智郎
健 康 部 長 づ く 推 進 部	菅原	典子	子 ども もい み ぶ ら い 長 s m i l e s k o f f i c e に り つ つ こ り 所 長	吉田	由佳子
経 済 部 長	立花	一雄	都 市 整 備 長	木下	尚一郎
建 設 技 術 長 部	小笠原	洋一	川 内 庁 倉 長	杉山	郷史
大 畑 庁 倉 長 所	高杉	俊郎	脇 野 沢 庁 倉 所 長	小田	晃廣
会 管 理 計 者	千代谷	賀士子	選 挙 管 理 会 長 委 員 局 務	工藤	淳一

監査委員局長	伊藤恭雄	農委事務局 事務經理	成田司
教育部長	伊藤大治郎	農委事務局 設備整備	畑中涉
下水道部長 上局民生	中村久	農委事務局 總政推市公	石橋秀治
總務課 副課長	一戸義則	農委事務局 教委事務	畑中俊彦
總務課 主任	徳学	農委事務局 總務課	川森恒太

事務局職員出席者

事務局長	佐藤孝悦	次長	中野敬三
主任幹事	澁川紋子	主任査査	畑中佳奈
主任査査	井田周作	主任	浜端快

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（大瀧次男） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は22人で定足数に達しております。

◎表彰状の伝達

○議長（大瀧次男） 議事に入る前に表彰状の伝達を行います。

全国市議会議長会第99回定期総会において、市議会議員在職40年以上として佐々木肇議員が特別表彰を、また市議会議員在職15年以上として東健而議員、佐賀英生議員及び岡崎健吾議員が一般表彰を受けておりますので、表彰状の伝達を行います。

○事務局長（佐藤孝悦） それでは、お名前をお呼びしますので、演壇までお願いいたします。

まず、佐々木肇議員、お願いいたします。

○議長（大瀧次男） 表彰状。むつ市、佐々木肇殿。あなたは市議会議員として40年の長きにわたって市政の発展に尽くされその功績は特に著しいものがありますので第99回定期総会に当たり本会表彰規程によって特別表彰をいたします。

令和5年6月14日、全国市議会議長会会長坊恭寿。おめでとうございます。

○事務局長（佐藤孝悦） 次に、東健而議員、お願いいたします。

○議長（大瀧次男） 表彰状。むつ市、東健而殿。あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第99回定期総会に当たり本会表彰規程によって表彰いたします。

令和5年6月14日、全国市議会議長会会長坊恭寿。おめでとうございます。

○事務局長（佐藤孝悦） 次に、佐賀英生議員、お願いいたします。

○議長（大瀧次男） 表彰状。むつ市、佐賀英生殿。あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第99回定期総会に当たり本会表彰規程によって表彰いたします。

令和5年6月14日、全国市議会議長会会長坊恭寿。おめでとうございます。

○事務局長（佐藤孝悦） 次に、岡崎健吾議員、お願いいたします。

○議長（大瀧次男） 表彰状。むつ市、岡崎健吾殿。あなたは市議会議員として15年市政振興に努められその功績は著しいものがありますので第99回定期総会に当たり本会表彰規程によって表彰いたします。

令和5年6月14日、全国市議会議長会会長坊恭寿。おめでとうございます。

○事務局長（佐藤孝悦） 以上であります。

○議長（大瀧次男） ここで、受賞者を代表いたしまして、佐々木肇議員から一言ご挨拶がござります。佐々木肇議員。

（21番 佐々木 肇議員登壇）

○21番（佐々木 肇） 冒頭お許しをいただきまして、前むつ市長、宮下宗一郎氏が昨日知事に就任されましたこと、まずもって心からお喜びを申し上げます。

ただいま全国市議会議長会より、市議会議員在職として永年勤続表彰を、厳正なるこのむつ市議会本会議場で同僚議員とともに受賞いたしましたので、受賞議員を代表し、一言ご挨拶を申し上げます。

在職15年以上、一般表彰として東健而議員、佐賀英生議員、岡崎健吾議員、そして在職40年以上

の特別表彰を受けました私佐々木肇が、大瀧議長から表彰状の伝達を受けました。これもひとえに有権者の皆様、市議会並びに関係各位の皆様によるご支援、ご協力のたまものと深く感謝を申し上げます次第であります。

今定例会は、第19代むつ市長の山本知也市長となって初めての定例会でありました。12人の議員による一般質問では、地域の将来を担う子供たちや、高齢者の幸せや暮らしを守るための政策について様々な熱い議論が繰り広げられましたが、新たに誕生した山本知也市長の市政への情熱と積極果敢にチャレンジする姿勢に私どもも身の引き締まる思いであります。

初心を忘れることなく、次の目標に向け、一層の努力を続けていかななくてはと心を新たにしたところであります。

今後とも皆様には一層のご指導、ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます、お礼の言葉とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

○議長（大瀧次男） これで、表彰状の伝達を終わります。

◎諸般の報告

○議長（大瀧次男） 次は、諸般の報告を行います。

まず初めに、6月20日に開催された議会運営委員会において、むつ市議会議員の請負の状況の公表に関する条例及びインボイス制度の実施中止を求める意見書については、本日議員提出議案として上程することが決定しておりますので、ご報告いたします。

次に、6月22日、各常任委員会に付託いたしました議案等の審査結果について、総務教育、産業建設、民生福祉の各常任委員長より、それぞれ会議規則第111条の規定に基づき、委員会審査報告

書が提出されておりますので、ご報告いたします。
以上で諸般の報告を終わります。

○議長（大瀧次男） 本日の会議は議事日程第6号により議事を進めます。

◎日程第1～日程第16 委員長報告、 質疑、討論、採決

○議長（大瀧次男） 日程第1 議案第34号 むつ市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例から、日程第16 報告第16号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてまでの16件を一括議題といたします。

委員会付託した議案等についての各委員会における審査の経過並びに結果については、各委員長から報告を求めます。

まず、議案第35号、議案第40号、議案第41号、議案第43号、議案第65号、報告第13号、報告第15号及び報告第16号について、総務教育常任委員長の報告を求めます。総務教育常任委員長。

（11番 鎌田ちよ子議員登壇）

○11番（鎌田ちよ子） おはようございます。総務教育常任委員会に付託されました議案5件、報告3件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、6月22日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案及び報告につきましては、全会一致で原案のとおり可決、承認すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第35号 むつ市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

についてであります。理事者側から、組織改編に伴い、閲覧場所の課名を変更するものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、脇野沢庁舎を2課体制から1課体制に統合した理由についての質疑があり、理事者側から、課の分け隔てなく、より効果的に、一体的に地域の事務に取り組むために改編したものであるとの答弁がありました。

また、別の委員から、本条例の施行時期についての質疑があり、理事者側から、議会で議決いただいた後、早急に公布手続きを進め、直ちに施行したいとの答弁がありました。

次に、議案第40号 むつ市職員の特殊勤務手当の特例に関する条例を廃止する条例についてであります。理事者側から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、5類感染症に移行したことにより、宿泊療養施設内における作業等に係る特殊勤務手当を廃止するためのものであるとの説明がありました。委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第41号 むつ市育英基金の特例に関する条例及びむつ市学生等緊急支援金の給付又は貸与に関する条例を廃止する条例についてであります。理事者側から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、5類感染症に移行され、今後、当該条例に基づいた給付又は貸与を行う見込みがなくなったことから、条例を廃止するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、支援金の給付及び貸与の実績についての質疑があり、理事者側から、給付については高校生12名に対し216万円、大学生・専門学校生86名に対し3,033万円であり、貸与については高校生からは申請が無く、大学生・専門学校生19名に対し663万円であるとの答弁がありました。

また、別の委員から、条例廃止の背景には経済

状況が改善されたという考えがあるのかとの質疑があり、理事者側から、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行され、経済状況も改善されつつあると認識しているとの答弁がありました。

また、別の委員から、返還の猶予についての質疑があり、理事者側から、返還については、学校卒業後、1年を経過した翌月から返還が始まることとなっているが、疾病その他特別な事情により返還が困難な場合は願い出いただくことにより、相当の期間、返還を猶予するとの条例の規定による対応は可能であるとの答弁がありました。

次に、議案第43号 財産の取得についてであります。理事者側から、むつ市消防団第10分団配備の消防ポンプ自動車を、老朽化に伴い更新するものであり、契約の相手方は有限会社丸栄消機、取得価格は3,256万円、納期は令和6年3月27日であるとの説明がありました。委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第65号 工事請負契約についてであります。理事者側から、(仮称)むつ市防災食育センター建設工事に係る工事請負契約を締結するためのものであり、契約の相手方は山内・野村・ユアテック特定建設工事共同企業体、契約金額は29億8,100万円である。本施設は、平常時には学校給食を調理し、災害発生時にはその調理能力を活用し、各避難所等へ非常食を提供することができる施設であるとの説明がありました。

これに対し委員から、財源の割合についての質疑があり、理事者側から、防衛省からの補助金が4分の3、残りが市の負担であるとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、衛生管理における異物混入等のリスクについての質疑があり、理事者側から、一元管理できるというメリットをいかし、極力、事故がないよう努めていくとの答弁がありました。

また、別の委員から、現段階で想定している運営方法についての質疑があり、理事者側から、運営方法については、直営、委託及び指定管理による方法を含めて、今後検討していくとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、従事者数についての質疑があり、理事者側から、明確な人数は今後精査するが、センターの収容能力を鑑み、30名前後の雇用となる見込みであるとの答弁がありました。

次に、報告第13号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。理事者側から、地方税法の一部改正に伴い、むつ市条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、主な改正内容は、令和6年度から導入される森林環境税に係る条文の整理、軽自動車税における特定小型原動機付自転車の税率区分の新設等に係る改正等をしたものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、報告第15号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。理事者側から、半島振興法関連省令の一部改正に伴い、むつ市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、主な改正内容は、固定資産税の不均一課税の適用期限を令和7年3月31日まで2年間延長するものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、報告第16号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。理事者側から、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の関連省令の一部改正に伴い、むつ市承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、主な改正内容は、固定資産税の課税免除の適用期限を令和7年3月31日まで2年間延長

するものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

以上で、総務教育常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（大瀧次男） これで総務教育常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第39号及び議案第44号について、産業建設常任委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

（19番 白井二郎議員登壇）

○19番（白井二郎） おはようございます。産業建設常任委員会に付託されました議案2件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、6月22日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程について申し上げます。

初めに、議案第39号 むつ市営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、田名部まちなか住宅を市営住宅として追加するほか、単身世帯の増加等、市営住宅を取り巻く状況の変化を踏まえ、所要の条文整備をするためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第44号 市道路線の変更についてであります。理事者側から、大畑町赤川地区の災害復旧に伴い、赤川2号線の終点を変更するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（大瀧次男） これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第34号、議案第36号から議案第38号まで、議案第42号及び報告第14号について、民生福祉常任委員長の報告を求めます。民生福祉常任委員長。

(5番 野中貴健議員登壇)

○5番(野中貴健) 民生福祉常任委員会に付託されました議案5件、報告1件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、6月22日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案及び報告につきましては、全会一致で原案のとおり可決、承認すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第34号 むつ市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、マイナンバーカードの機能のうち、電子証明書機能をスマートフォンへ取り込むことが可能となったことから、今後予定されるスマートフォンを利用した各証明書のコンビニ交付サービスの運用開始に備え、所要の条文整備をするものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、昨今の報道等でマイナンバーカードを利用したサービスのトラブルについて取り上げられているため、本市ではその取扱いに十分留意し、市民から疑問を持たれないよう対応願いたいとの意見がありました。

次に、議案第36号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免について、現行では令和5年3

月31日までとなっている減免申請の対象期間を、令和5年9月30日まで延長するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、対象となる人数についての質疑があり、理事者側から、令和4年度に遡って資格を取得した方が対象になること、また減免の要件があることから対象者は限定的になるとの答弁がありました。

次に、議案第37号 むつ市介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における介護保険料の減免について、現行では令和5年3月31日までとなっている減免申請の対象期間を、令和5年9月30日まで延長するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、対象となる人数についての質疑があり、理事者側から、現在のところ該当者はいないとの答弁がありました。

次に、議案第38号 むつ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、令和5年4月1日よりこども家庭庁が発足し、こども家庭庁が所管することとなる法令が内閣府に移管され、厚生労働省所管であった児童福祉施設の設備及び運営に関する基準が一部改正されたことに伴い、所要の条文整理をしたものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の定義についての質疑があり、理事者側から、特定教育・保育施設は幼稚園、保育園、認定こども園を指し、また特定地域型保育事業は定員が少ない小規模な保育事業や、事業所内の保育事業等を指しているとの答弁がありました。

次に、議案第42号 むつ市事業所における感染

症対策の推進に関する条例を廃止する条例についてであります。理事者側から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に移行したことにより、むつ市感染症対策あんしん飲食店等認定制度を終了するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、むつ市感染症対策あんしん飲食店等認定制度の総括についての質疑があり、理事者側から、制度の認定を受けた事業所については、令和2年度から令和4年度までの合計で1,124件となり、各事業所において、本条例に基づいた感染対策に取り組んでいただいたことにより、市民の皆様が安心・安全を届けることができ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に一定の効果があつたものと認識しているとの答弁がありました。

また、別の委員から、あんしん飲食店等認定制度終了後の認定事業所に配付したステッカー等の取扱いについての質疑があり、理事者側から、ステッカー等の配付物については、各事業所において廃棄していただくよう依頼する予定であるとの答弁がありました。

次に、報告第14号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。理事者側から、地方税法施行令の一部改正に伴い、むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、主な改正内容は、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を引き上げるほか、低所得者に対する軽減措置を拡充するものであるとの説明がありました。委員からの質疑等はありませんでした。

以上で、民生福祉常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（大瀧次男） これで民生福祉常任委員長の報告を終わります。

以上で各常任委員長の報告を終わります。

ここで議事整理のため、午前10時50分まで暫時休憩いたします。

午前10時34分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました12議案、4報告については、それぞれ区分して質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

◇議案第34号

○議長（大瀧次男） まず、議案第34号 むつ市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第35号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第35号 むつ市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部

を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第36号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第36号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よっ

て、議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第37号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第37号 むつ市介護保険条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第38号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第38号 むつ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま

せんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。
委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第39号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第39号 むつ市営住宅条例の一部を改正する条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。
委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第40号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第40号 むつ市職員の特種勤務手当の特例に関する条例を廃止する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。
委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第41号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第41号 むつ市育英基金の特例に関する条例及びむつ市学生等緊急支援金の給付又は貸与に関する条例を廃止する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。
委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第41号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第42号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第42号 むつ市事業所における感染症対策の推進に関する条例を廃止する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第42号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第43号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第43号 財産の取得について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市消防団むつ消防団第10分団配備の消防ポンプ自動車を、老朽化に伴い更新するためのものです。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第43号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第44号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第44号 市道路線の変更について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第44号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第65号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第65号 工事請負契約について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、（仮称）むつ市防災食育センター建設工事に係る工事請負契約を締結するためのものです。

質疑の通告がありません。これで通告による質

疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第65号は委員長報告のとおり可決されました。

◇報告第13号

○議長(大瀧次男) 次は、報告第13号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市税条例の一部を改正する条例について、報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、報告第13号は委員長報告のとおり承認されました。

◇報告第14号

○議長(大瀧次男) 次は、報告第14号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、報告第14号は委員長報告のとおり承認されました。

◇報告第15号

○議長(大瀧次男) 次は、報告第15号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について、報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、報告第15号は委員長報告のとおり承認されました。

◇報告第16号

○議長（大瀧次男） 次は、報告第16号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について、報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、報告第16号は委員長報告のとおり承認されました。

◎日程第17～日程第18 議員提出議案 一括上程、提案理由説明、質疑、討論、採決

○議長（大瀧次男） 次は、日程第17 議員提出議案第3号 むつ市議会議員の請負の状況の公表に関する条例及び日程第18 議員提出議案第4号 インボイス制度の実施中止を求める意見書の2件を一括議題といたします。

まず、議員提出議案第3号 むつ市議会議員の請負の状況の公表に関する条例について、提出者から提案理由の説明を求めます。6番佐賀英生議員。

（6番 佐賀英生議員登壇）

○6番（佐賀英生） 提案理由を説明させていただきます。

本案は、地方自治法の改正に伴い、むつ市議会議員とむつ市との間の同法第92条の2に規定する請負の状況を公表することにより、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図るため、提案するものであります。

議員各位のご同意をよろしくお願いいたします。

○議長（大瀧次男） 次に、議員提出議案第4号 インボイス制度の実施中止を求める意見書について、提出者から提案理由の説明を求めます。1番佐藤武議員。

（1番 佐藤 武議員登壇）

○1番（佐藤 武） インボイス制度の実施中止を求める意見書案について提案をいたします。

3年間にわたるコロナ禍に加え、急激な物価高騰の影響により、家計や事業経営が大きな打撃を受けています。こうした中で、今年10月からインボイス制度が実施されようとしています。インボイス制度が実施されれば、年収1,000万円以下の

消費税免税事業者への新たな税負担と苛酷な実務負担が押しつけられることとなります。

インボイスとは、税務署の登録番号がついた領収書、請求書のことです。適格請求書、領収書といいます。これがないと、仕入れや経費の消費税が引けなくなり、消費税の納税額が増えるため、取引先にインボイス（適格請求書、領収書）の発行を求める、あるいは取引先からインボイスの発行を求められることとなります。その要求に応じて税務署から登録番号をもらうと、自動的に消費税免税事業者から消費税課税事業者になってしまいますから、黒字であろうが、赤字であろうが、収入に対して消費税を払わなければなりません。

インボイス制度が導入されると、免税業者はいわゆる悪魔の3択を迫られます。1つは、課税業者になる、2つ目は、取引を諦める、3つ目は、消費税分を値引きして取引をするかの3択です。どの道を選んでも、税負担増と収入減と廃業という悪魔に襲われることとなります。

課税業者にも影響があります。免税業者と取引をすると、消費税負担が増えます。ですから、免税業者との取引に係る消費税分を肩代わりするか、インボイスを発行できる取引先に替えるか、値引きを要求するかの検討が必要となります。

年収300万円のアニメーターがインボイス登録で消費税課税業者になった場合、簡易課税で計算すると、約1か月分の所得が消費税で消えることとなります。エンターテインメント4団体のアンケートによると、フリーランスは二、三割が廃業の危機にさらされると答えています。

消費税は、預り金ではありません。1990年に東京地裁と大阪地裁で確定判決が出されています。消費税は、あくまで商品や役務の提供に対する対価の一部としての性格しか有しないから、預り金でもなく、預り金的でもなく、事業者が消費税分につき過不足なく国庫に納付する義務を負うもの

ではないと判断が確定しています。

政府も今年2月10日の衆議院内閣委員会で、消費税は預り金ではない、益税ではないと答弁しています。実質増税のインボイス制度の増税規模は、政府試算で約2,500億円とされていますが、最近の研究家の試算によると、約1兆円に近くなるという結果が出されています。こうした動きの中で、全国商工会議所、中小企業家同友会全国協議会、日本税理士会連合会、アニメ、声優、漫画、演劇などエンタメ4団体、日本俳優連合、脚本家、児童文学者、シナリオ作家など、文芸、美術関係の6団体、監督、撮影、照明などでつくる日本映像職能連合、インボイス制度を考えるフリーランスの会など、多くの団体がインボイスの中止を求めたり延期を求めています。

農民の9割は免税事業者です。映画業界も8割近くがフリーランスで、うち6割が年収300万円以下、9割弱が1,000万円以下で、ほとんどのスタッフ、俳優がインボイス制度の影響を受けることとなります。

インボイス制度の強行は、全ての事業者、フリーランス、クリエイターへの増税と負担増、廃業の危機をもたらし、文化、芸能、芸術の衰退を招くだけでなく、中小、小規模事業者が多くを占める日本では、地域経済に及ぼす影響ははかり知れません。

むつ市の中小業者、個人事業主、フリーランス、これらの人々と地域経済を守るため、思想信条、会派を超えてインボイス導入を中止するよう求めることが重要だと思います。

以上を踏まえて、以下意見書案の本文を読み上げて提案といたします。

インボイス制度の実施中止を求める意見書案。

コロナ禍が暮らしと営業の危機的状況を深刻化させています。ウクライナ侵攻に起因するサプライチェーンの混乱や円安の影響で、燃油や資材な

どの価格高騰、納品遅れに加え、食品や生活必需品の大幅な値上がりが続いて追いついていません。

こうした影響を受け、地域経済の中心を担う中小・小規模事業者は存続の危機に瀕しており、物価高騰対策などの支援が求められています。10月からのインボイス実施は、事務負担の増加を強いるとともに、免税事業者が取引から排除される恐れがあります。このままではインボイス導入を機に、個人事業主や農業従事者、フリーランス、文化事業者などを廃業の危機に追い込み、さらなる地域経済の衰退につながることは必至です。

インボイス導入に関し、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、全国青年税理士連盟、日本俳優連合など多くの団体が、現状のまま実施に踏み切ること懸念の声を上げています。私たちは住民の暮らし、地域経済、地方行政にも深刻な打撃となるインボイス制度導入の中止を強く求めます。

以上の趣旨から下記事項について要望するものです。

記

10月1日から導入されるインボイス制度の中止を求める

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

2023年6月30日

青森県むつ市議会議員 大瀧 次 男

意見書提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大臣宛てになります。

以上で提案を終わります。

○議長（大瀧次男） これで提案理由の説明を終わります。

ただいま上程されました議員提出議案第3号及び議員提出議案第4号については、この後質疑、討論、採決を行います。

ここで、議案熟考及び議事整理のため、午前11時45分まで暫時休憩いたします。

午前11時16分 休憩

午前11時45分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました2議案については、それぞれ区分して質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

◇議員提出議案第3号

○議長（大瀧次男） まず、議員提出議案第3号むつ市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の質疑を行います。

質疑の通告がありますので発言を許可します。

2番工藤祥子議員。

○2番（工藤祥子） 議員提出議案第3号について質疑いたします。

この議案は、昨年国会で地方自治法の一部改正により、請負の規制緩和等の改正がなされ、今日各自治体で条例制定へと進もうとしています。この中で取引の上限額として個人企業は、年間売上高300万円以下という規定をしていますが、2点についてお尋ねいたします。

1つ目は、請負額300万円という規定についてどう思いますか。

2つ目は、この議案は議員の成り手不足としていますが、その効果は有効だと思いませんか。そのことについて質疑いたします。

○議長（大瀧次男） 6番佐賀英生議員。

○6番（佐賀英生） 工藤祥子議員のお尋ねにお答えいたします。

2点について、300万円についてどう思うかということと、成り手不足の対策に有効かということ

とでございますが、300万円についてどう思うかということは、私に個人的な意見を求めているので、私のほうから答えさせていただきますが、この300万円という単位は、先般12月10日に施行されました地方自治法の中でのもので、小売業者を全国で政府が調べたところ、小売業者の平均が1,300万円ということで、審議会を経て300万円だったら妥当な線だろうというものが出されました、それを政令として、地方自治法として制定したものであります。

300万円という単位がいいのか、500万円がいいのか、100万円がいいのか、50万円がいいのかとありますが、政令で決まった金額であり、またそういう中でもんでいる金額ということで300万円が妥当ではないかと。また、今後におきまして、この政令が全国に行き渡ることが予想されます。この線で私はいいと思っております。

2番目の成り手不足に有効かということでございますが、有効かどうかというのは、やってみなければ分からない部分が多いかと思っておりますが、少なくともマイナス効果ではないと思っております。そうすることによって、先般も当青森県の中である市の選挙がございましたが、結局無投票という形で全国的に大変成り手不足が多いところでございます。

私の考えでありますと、多分まだ市や大きいところはよいかと思うのですが、町村、この前も、とある西のほうの村で、人が足りなくて、逆にスカウトして出てくれというような具合があるということを知っておりますので、まずは有効かという部分につきましては、有効かと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大瀧次男） これで工藤祥子議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議員提出議案第3号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第3号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第3号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。2番工藤祥子議員。

（2番 工藤祥子議員登壇）

○2番（工藤祥子） 日本共産党の工藤祥子です。議員提出議案第3号 むつ市議会議員の請負の状況の公表に関する条例案について反対討論を行います。

1956年成立の請負禁止規定では、自治体と取引のある個人事業主は地方議員になれませんでしたが、それは、地方議会は国会と異なり、重要な契約や財産の取得等についても議決事項としており、議員としての活動の信用を高め、執行への疑いをなくするためとしていました。

ところが、昨年12月の国会で、スピード審議、採決されました。地方自治法の一部改正により、請負の規制緩和の改正が採決されてしまいました。その理由は、地方議員の成り手不足とされています。

緩和策として、取引の上限額として個人企業は年間売上高の全国平均の2割程度を占める300万円以内と規定しています。総務省の調査では、請負の業務委託工事のうち、8割が300万円超であるが、物品、役務、委託の8割が年間300万円以下となっています。

むつ市の請負の契約件数を聞いたところ、むつ市の扱う契約件数の半分以上は管財課所管分、その他は各担当課とのことで、300万円以下の件数は、物品では令和4年度、224件中201件、89.7%、役務では250件のうち153件、61%、小規模工事83件のうち22%という答えでした。つまり300万円以下の数字が多いということが分かります。つまり300万円という数字の規定についても、自治体の財政や事業の規模等で大きな違いがあります。

公益財団法人である地方自治総合研究所は、請負禁止の緩和は議員の成り手不足解消を理由としていることに疑問を呈しています。むしろ議員個人の私益（私的な利益）を高めることで、市民の自治体、議会離れを促す危険性がないかと指摘をしています。そして、住民に開かれた議会、活発な討論が展開される議会、政策提言できる議会を目指す中で、成り手不足解消へ努力すべきと指摘しています。

国会でも議論が尽くされず成立したこの改正案に対し、地方議員成り手不足の有効な方法とは考え難いこと、また請負禁止規定の趣旨を鑑みても、この地方自治法の改正に伴うこの条例案に反対いたします。

○議長（大瀧次男） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議員提出議案第3号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者19人、起立しない者2人）

○議長（大瀧次男） 起立多数であります。よって、議員提出議案第3号は原案のとおり可決されました。

◇議員提出議案第4号

○議長（大瀧次男） 次は、議員提出議案第4号

インボイス制度の実施中止を求める意見書の質疑を行います。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議員提出議案第4号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第4号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第4号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者4人、起立しない者17人）

○議長（大瀧次男） 起立少数であります。よって、議員提出議案第4号は否決されました。

◎閉会の宣告

○議長（大瀧次男） これで、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

以上で、むつ市議会第256回定例会を閉会いた

します。

午前11時56分 閉会